

# 平成 26 年度「証券ゼミナール大会」

## 第 7 テーマ B ブロック

---

「我々にとって望ましい年金の在り方について」

	序章 .....	3
	第1章 日本の年金制度 .....	3
	第1節 公的年金の歩み .....	4
	第2節 私的年金の歩み .....	4
5	第2章 公的年金制度 .....	6
	第1節 被保険者の区分 .....	6
	第2節 年金の種類 .....	8
	第3節 受給できる年金の種類 .....	10
	第3章 私的年金制度 .....	12
10	第4章 公的年金の現状 .....	15
	第5章 海外の年金制度 .....	19
	第6章 公的年金の望ましい位置づけ .....	22
	第7章 公的年金の問題点 .....	22
	第8章 公的年金制度への提案 .....	23
15	第1節 障害・遺族年金制度の見直し提案 .....	23
	第2節 税金方式の導入 .....	27
	第9章 確定拠出年金 .....	31
	第1節 確定拠出年金の成り立ち .....	31
	第2節 確定拠出年金の概要 .....	31
20	第3節 確定拠出年金の種類 .....	32
	第4節 確定給付年金と確定拠出年金の違い .....	33
	第5節 メリットとデメリット .....	34
	第10章 確定拠出年金の現状 .....	36
	第1節 加入企業数 .....	36
25	第2節 加入者数 .....	36
	第3節 確定拠出年金・マッチング拠出の拠出額 .....	38
	第4節 意識調査 .....	39
	第11章 今後の確定拠出年金の展望 .....	40
	第1節 確定拠出年金の是非 .....	40
30	第2節 確定拠出年金の広がり .....	40

終章 老後における位置づけ .....	42
参考文献 .....	43
< 書籍 > .....	43
< 新聞 > .....	43
5     < HP > .....	44

## 序章

日本はアメリカに次ぐ第二位の「年金大国」と言われている。世界の年金資産構成は約 6 割がアメリカ、約 2 割弱が日本、残りの 2 割強程度がその他の国々と想定されているのである。その年金大国日本の、戦後に確立された年金制度は少子高齢化等の社会情勢の変化等の影響を受け危機的な状況にあり、政府が様々な対策を練っている。しかし、状況は悪くなる一方でこのままの状態が進めば今の若者が高齢者となった時、満足な年金が給付されない可能性が極めて高い。また、公的年金以外にも確定拠出年金のような新しい年金制度が日本に導入されるなど日本の年金は絶えず変化している。このような日本の年金社会の背景や現状を読み取り、今後どのように発展していくべきか、望ましい年金の在り方について提言していく。

## 第 1 章 日本の年金制度

15

日本の年金制度は国が管理・運営をする「公的年金」、国以外が運営・管理する「私的年金」の 2 つに分けることができる。公的年金は全国民を対象とした国民皆年金であり、20 歳以上の日本国民には加入義務がある。現在の日本の高齢者はこの公的年金が主な収入源であり重要な役割を担っている。2 つ目の私的年金は中でもまた「国民年金基金」「企業年金」「個人年金」に分けることができる。国民年金基金は第 1 号被保険者向けの年金制度で運営・管理自体は行政機関が行っている。しかし、加入が任意なため種類としては公的年金ではなく私的年金の 1 つとして区分される。企業年金は企業が社員の福利厚生を目的とし、様々な環境を通してその時代に合った制度を確立し今も尚、発展し続けている。個人年金は各々が自分の老後をより豊かにするのを目的とし、個人が任意に生命保険会社などの金融機関と直接契約を結んで加入する制度である。この個人年金と公的年金を比べて、個人年金は公的年金のような複雑な決まり事は少ない。被保険者の区分もなく、いつまで保険料を払って、いつからいくらもらうかも加入者が自由に決められる。年金の種類

25

は、公的年金は一生涯の給付が保障されるものの1種類だが、個人年金は終身年金もあれば5年や10年などの一定期間のみもらえる確定年金もあり、種類のバリエーションは豊富だ。一般的に、個人年金は公的年金を補完する位置づけとして考えられ、普及してきた。公的年金、私的年金がそれぞれどのように発展し今の姿に形成されていったか詳しく説明していく。

## 第1節 公的年金の歩み

日本の公的年金の始まりは、明治8年に創設された海軍軍人のための恩給制度といわれており、その後、陸軍軍人の恩給制度、文官(公務員)の恩給制度等が整備され、これらが現在の共済年金に引き継がれている。一般の労働者は、昭和14年の船員保険法の制定により、海上労働者を対象とした年金制度が設立され、その後昭和17年にブルーカラー対象の労働者年金保険法が施行された。そしてこれは、昭和19年にホワイトカラーや女性にも対象を広げた厚生年金保険法に改定された。このように職業ごとに徐々に年金制度が整備されてきたが、全国民が対象となったのは、昭和36年に国民年金が実施されたからだ。国民年金が実施された昭和36年に「国民皆年金」が確立されたといわれているが、昭和61年に大改正が行われるまでは、国民年金、厚生年金、共済年金はそれぞれ別の制度として運営されていた。昭和61年の大改正で基礎年金制度が導入され、基礎部分については全国民共通の基礎年金に一元化され、国民年金はその名のとおり全国民が加入する年金制度となった。後述の第1号被保険者から第3号被保険者という被保険者資格ができたのもこのときだ。なお、昭和61年4月改正の前の制度を「旧法の制度」、改正後の制度を「新法の制度」ということがある。現在の公的年金において、国民年金が実施された昭和36年、基礎年金制度が実施された昭和61年は、年金額を計算する際に基準となることがあるなど、重要な年といえる。

## 第2節 私的年金の歩み

## A. 企業年金の歩み

まず、企業年金の歴史から見ていく。戦前と終戦直後の日本では退職一時金のみ支給が一般的であった。中には、1905年、明治時代の鐘淵紡績等欧米の制度に習い共済制度として退職年金を導入する企業もあったが普及しなかった。その後も経済恐慌や戦争などによる経済成長の停滞、インフレの影響で企業年金が進展する環境が整わなく、普及から遠ざかった。ようやく変化が見られたのは1952年、十條製紙と三菱電機が退職年金給付を採用したことだ。これは企業年金が日本に広まるきっかけとなった。その5年後には興国人絹パルプと品川白煉瓦が社外積立方式の企業年金を導入し、倒産しても社員は年金を受け取ることができた。しかし、この当時は経済復興等による資金不足で、資金が企業の内部に退職給与引当金として留保される退職金制度が経済界から支持され、社外積立方式が普及することはなかった。昭和30年代に入ると、一時金制度が企業にとって重荷になり退職金を分割して払う退職年金制度が注目されるようになった。そこで社外積立退職金制度が普及するうえで問題視されていた税制度を改善した。この結果1967年に適格退職金制度が創設された。これと同時に創設された制度がもう一つあり、それが厚生年金基金である。これは当時厚生年金保険の給付水準の引き上げが課題になっていたが、それでは保険料負担の増大が懸念されていた。そのため、既存の退職金制度を企業年金化しこれを厚生年金の比例部分に充て、保険料負担の増加を避けるため厚生年金基金ができた。以上二つの制度は順調に発展し90年代初頭までには多くの企業が急速に導入した。しかし近年の日本の低金利による社外積立の運用環境の低迷や産業構造、就業構造の変化は企業年金にとって苦しいものとなった。企業年金財政の悪化は掛金負担増を通して企業本体の収益力や財務体質にも影響を与える。そのため2001年に掛金拠出後の追加的な企業負担が生じない確定拠出年金が、その後2002年に確定給付企業年金が創設され現在広がりを見せている。

## B. 個人年金

次に個人年金の歩みを見ていく。この個人年金は1926年に郵政省が年金保険を創設したのが始まりである。民間の金融機関による個人年金が登場したのはその約35年後の1960年に生命保険会社による個人年金保険が最初とな

った。1979年に普通銀行が個人年金商品の取り扱いを始めてから他の金融機関にも広がっていった。

5

## **第2章 公的年金制度**

10 公的年金は全国民の老後の生活を終身にわたり保障することを目的とし、国が運営する社会保険制度の1つである。この制度は国民皆年金となっており、日本に住む全ての20歳から60歳未満の国民に加入が義務付けられている。また、公的年金は頼権者の職業や不要の難系などによって加入する年金の種類が変わり、受給できる条件も違ってくる。以下、①被保険者の区分②加入する年金の種類③受給できる年金の種類の点から説明していく。

### **第1節 被保険者の区分**

15

公的年金は第1号から第3号までの3種類に分かれている。では第1号被保険者から号数ごとに順に簡単に説明していく。

#### **A. 第1号被保険者**

20 第1号被保険者は20歳以上60歳未満の人が対象であり、職種としては自営業、学生そしてフリーターの人が対象となっている。また、第2号被保険者、第3号被保険者でない人は第1号被保険者となる。

#### **B. 第2号被保険者**

25 第2号被保険者は第1号と違い、70歳未満の人が対象となっており、サラリーマン、OL、公務員といった職種の人が対象となっている。後に年金の給付形態については詳しく述べるが、この第2号被保険者はサラリーマン、OL、公務員という職種のため、国民年金加入と共に厚生年金もしくは共済年金というものにも所属していることになるのである。簡単に説明すると、サラリーマ

ンは厚生年金、公務員は共済年金に加入する事になっている。また、この2つの内の共済年金だが、平成27年10月から厚生年金への統一化が決定している。なお、65歳以上の加入者の中で老齢給付などの給付がある場合は第2号被保険者には含まれない。

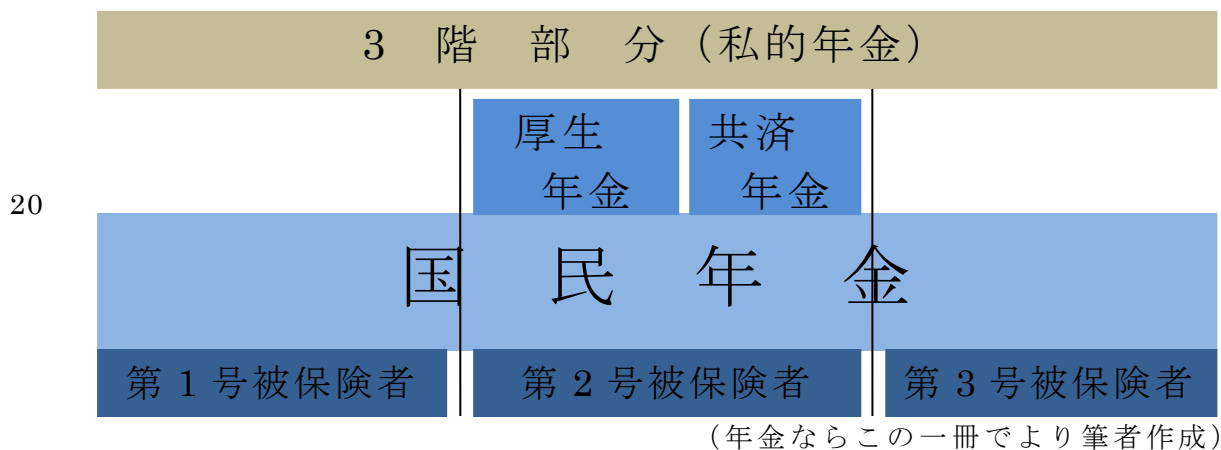
5

### C. 第3号被保険者

第3号被保険者は上で述べた厚生年金もしくは共済年金に加入しているサラリーマンなどの第2号被保険者に扶養されている配偶者のことを言う。条件はこれだけではなく、年収が130万円以下ということも同時に必要であり、この条件を満たした時点で初めて第3号被保険者の対象となる。また、第1号と同じで20歳以上60歳未満の人が対象となる。この第3号被保険者は保険料を厚生年金もしくは共済年金に加入している配偶者が負担するため、個別に金銭を負担することはないということである。図で見た方がわかりやすいため、図で説明する。

15

図1 「公的年金の仕組み」



25

この図を見ればわかると思うが、日本の年金は基本的に2階建て構造となっており、第2号被保険者は国民年金のほかに、厚生年金・共済年金に加入している。また、私的年金はこの基本的な2階建て構造の上である3階部分に位置しており、こちらは先ほども説明したように第1号から第3号までの区分がない被保険者の種類は上記のように3種類に分類されているが、それに伴って保



5 除料納付の仕方もそれぞれで違う。第1号被保険者は国民年金にしか加入して  
 いないため、自分で国民年金の保険料を納付する必要がある。それに対して第  
 2号被保険者であるがこちらは国民年金に加入しているのと同時に厚生年金も  
 しくは共済年金に加入しているため、国民年金の保険料は同時に加入している  
 10 この2つの保険料に含まれ、給料から保険料が惹かれている場合が多い。この  
 ことは第1号被保険者の未納率が高いことの理由の1つである可能性が高い。  
 そして残る第3号被保険者は配偶者が保険料の負担をしてくれるため、直接保  
 険料を負担する必要がない。また、第1号から第3号に変わる場合、具体的に  
 いうと結婚をしたときなど被保険者の種類がかわった場合には種別変更届とい  
 う届紙を提出必要がある。ここでいくつかの例を紹介する。

表 1 「種別変更届の例」

手続きが必要な時	被保険者の種類
1、結婚して専業主婦に転向	第1号
2、配偶者が会社員	→第3号
3、本人の退職などで厚生年金加入者の被扶養配偶者となった時	第2号
配偶者が退職して被扶養配偶者でなくなったとき	第3号→第1号
パート、アルバイトでも年収130万円以上になったとき	第3号→第1号
被扶養配偶者の人が60歳未満の時に就職し講師年金に加入した場合	第3号→第2号
配偶者が転職などをして会社が変わった場合	第3号 資格はそのまま

(年金のことならこの一冊で筆者作成)

15

## 第2節 年金の種類

次に加入する公的年金には以下の3種類ある。

### A. 国民年金

20歳以上60歳未満のすべての国民が加入する基本となる年金制度。  
月々15,250円(平成26年度)

## B. 厚生年金

- 5 法人または従業員5名以上の個人営業所に加入が義務づけられている。つまり会社に入社しサラリーマン、OLになれば厚生年金に加入することになる。保険料は標準報酬月額に0.17474に乗率を掛けて出した額。またそれを個人と事業主で折半して納付する。(平成26年9月から適用)

## 10 C. 共済年金

- 公務員が加入する年金制度である。一般に共済組合と言われている。共済組合は主に①国家公務員共済組合②地方公務員共済組合③私立学校教職員共済に分けられる。この組合には短期給付、長期給付が存在し、年金給付は長期給付にあたる。しかし、平成24年8月22日に交付された「一元化法」による  
15 と平成27年10月から共済年金を廃止し、厚生年金制度に合わせて、2階部分が一元化されることが決定された。今まで共済年金の受給者であったものは厚生年金に加入し、保険料も厚生年金保健法と同率となる。ただし、新たな公務員制度としてこれに、年金払いの退職金の性質を有する「年金払い退職給付」が設けられる。以下、主な共済年金と厚生年金の差異である。

20

<共済年金と厚生年金の主な制度的な差異>

- ・被保険者の年齢制限
- ・掛金、保険料の算定の基礎
- ・障害、老齢給付の在職支給停止
- 25 ・障害給付の支給要件
- ・未支給年金の給付範囲
- ・遺族年金の転給

- 厚生年金、共済年金加入者は同時に国民年金にも加入する二重加入となっ  
30 ている。つまり国民年金はすべての年金制度の土台となる年金である。

### 第3節 受給できる年金の種類

受給できる年金にも3種類ある。また、これらの年金は併用して受給することはできない。

#### A. 老齢基礎年金

65歳以上の年金受給資格取得者に配給される。

#### 10 ①老齢基礎年金

20歳から60歳まで国民年金に加入した人でそのうち25年以上保険料を納付した人に配給される。しかし、平成27年10月以降は年金受給資格期間の25年を10年に短縮される。

#### 15 ②厚生基礎年金

厚生年金に加入し20年以上保険料納付した人に老齢基礎年金に上乗せして配給される

#### ③退職共済年金

20 共済年金に加入し20年以上保険料納付した人に老齢基礎年金に上乗せして配給される。共済年金は他の年金と比べて三階建ての職域部分も加算されるなど、保証が厚く額も多くなる。しかし、先ほども述べたように共済年金は厚生年金と統合され平成27年10月以降職域部分が廃止されることが決定している。

25

#### 図2 「老齢年金の仕組み」

<平成26年度現在>

退職共済年金（職域部分）

厚生老齢年金  
（比例報酬部分）

退職共済年金  
（比例報酬部分）

## 老齢基礎年金

国民年金加入者

厚生年金加入者

共済年金加入者

（厚生労働省 HP より 筆者作成）

### 5 B. 障害年金

公的年金加入者で不慮の事故や病気に遭い無収入や減額した際に障害基礎年金として一定額支給される保障制度。

表 2 「障害年金」

障害の程度	国民年金	厚生年金、共済年金
1 級障害	障害基礎年金 + 子の加算額	障害厚生（共済）年金 + 加給年金
2 級障害	同上	同上
3 級障害	なし	障害厚生（共済）年金
その他の障害	なし	障害手当金（一時金）

10

（あなたの年金早わかりより 筆者作成）

### C. 遺族年金

公的年金の加入者又はかつての加入者で要件を満たしている人が死亡した際に遺族に支給される制度。誰でも受け取れるわけではなく亡くなった生計維持されていた年収 850 万円以下の遺族のみを指す。また家族構成によって

15

支給の形が変わってくる。

表 3 「遺族年金」

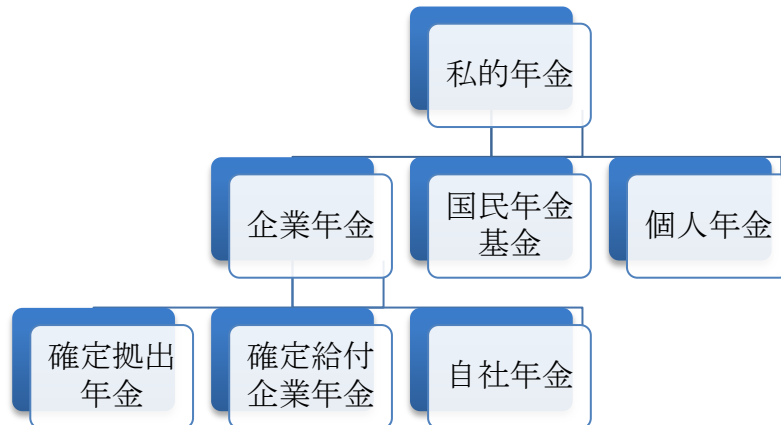
加入者	遺族	遺族給付
第一号被保険者	子のいない配偶者	死亡一時金
	子または子のいる配偶者	遺族基礎年金＋子の加算額
	夫、父母、祖父母、孫	なし
第二号被保険者	妻のみ	遺族厚生(共済)年金 40－65歳になるまで中高齢の寡婦加算
	子または子のいる配偶者	遺族基礎年金＋子の加算額＋遺族厚生（共済）年金
	夫、父母、祖父母、孫	遺族厚生（共済）年金
第三号被保険者	妻のみ	なし
	子または子のいる配偶者	遺族基礎年金＋子の加算額
	夫、父母、祖父母、孫	なし

(あなたの年金早わかりより 筆者作成)

5

### 第 3 章 私的年金制度

図 3 「私的年金の仕組み」



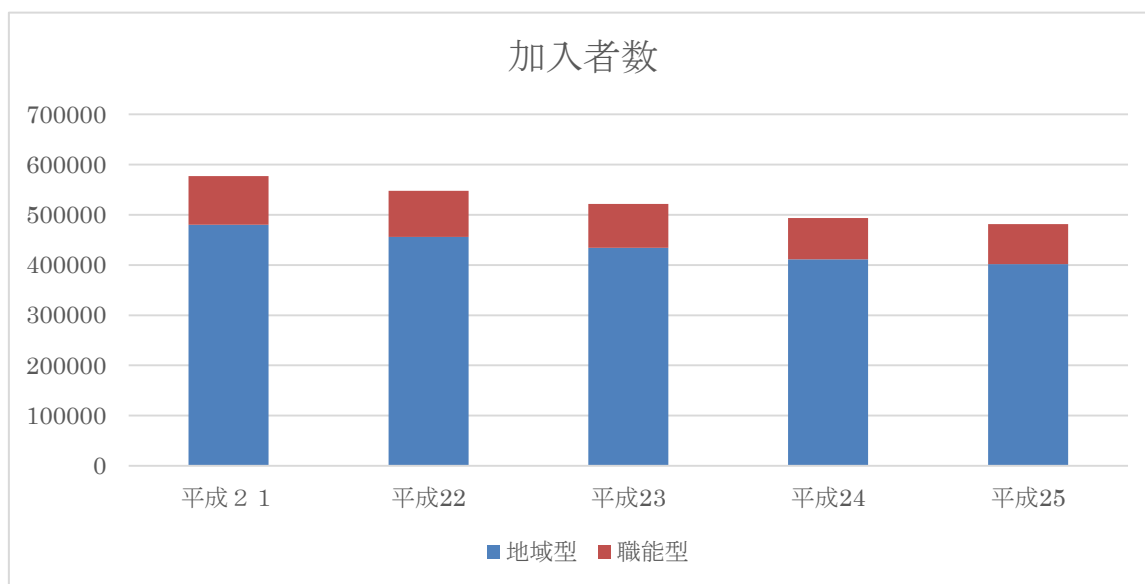
(図解年金の仕組みより 筆者作成)

先ほども述べたように国以外の組織や金融機関が管理・運営を行っているのが私的年金である。その中でも私的年金は複数の種類に分けることができる。企業年金、主に確定拠出年金・確定給付企業年金については第9章以降で詳しく見ていく。そのためこの章では国民年金基金、個人年金について述べていく。

## 10 A. 国民年金基金

国民年金基金とは、自営業者を始めとする第1号被保険者を対象とする、国民年金に上乗せできる年金制度である。国民年金基金に加入義務はなく、第1号被保険者の老後をより豊かにする目的で創設された。背景として、国民年金加入者は厚生年金加入者に比べ上乗せ部分が無いことから老後に受け取る年金額に差が出てしまうことが問題視されていた。そのため、加入者から追加で上乗せできる制度の創設を求める声があがり国会審議を経て平成3年4月国民年金基金ができた。この基金には基本的には第1号被保険者は全員加入できるが、保険料免除している・自営業年金に加入している被保険者は加入することができない。国民年金基金には①地域型②職能型の2種類ある。地域型国民年金基金は全国47都道府県で設立され同都道府県に住所を有する第1号被保険者が加入できる。職能型基金は各基金に定められた職業・業務に従事する第1号被保険者が加入できる。この2つ基金の事業内容は同じです。しかし、どちらか一方にしか加入できないため被保険者は選択しなければならない。

グラフ 1 「国民年金基金 加入者数」



(国民年金基金 HP より筆者作成)

5

表 4 「国民年金基金年齢別加入者」

	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	平均年齢
地域型	2.3%	16.0%	38.3%	42.7%	0.7%	47.2 歳
職能型	1.2%	13.3%	33.4%	51.0%	1.0%	48.7 歳
平均合計	2.1%	15.6%	37.5%	44.1%	0.8%	47.4 歳

(国民年金基金 HP より筆者作成)

10 グラフを見て分かる通り加入者は年々減少傾向にある。また、加入者は 40・50 代の保険者が約 8 割を占めている。国民年金基金のホームページよれば自営業者の加入がほとんどである。

## B. 個人年金

15 個人年金は金融機関が運営・管理する年金制度で、どの被保険者も加入することができる。より老後の生活を豊かにするために個人が積立又は運用していく。種類は多数にわたるが、主に①確定年金②有期年金③終身年金④保証期間付き終身年金の 4 つに分けられる。確定年金は受取期間を 5 年や 10 年等

5 予め設定することができ被保険者が死亡しても遺族に給付される。有期年金は受取期間を予め設定し、被保険者が死亡すると年金の支給が停止されてしまう。終身年金は一生涯年金が受け取れるがその分掛金は確定や有期よりも高額になる。保証期間付き終身年金は確定年金と有期年金の中間的な商品で終身型である。保証期間中は被保険者がなくなっても遺族に年金が支給される。それぞれに特徴があるため、加入者は自分に合った年金制度を選択していく必要がある。個人年金の普及率を見ていくと、15歳以上の国民の約64%は個人年金又は生命保険等に加入していることが分かる。ただ、このデータは総務省が公表している最新のものであるが実施年度が平成16年で10年前である。そのため、10年たった今は、公的年金に対する不安の広がりからより多くの人が個人年金等に加入していることが見込まれる。

## **第4章 公的年金の現状**

### 15 A. 公的年金の特徴

#### ① 社会保険方式

20 日本の公的年金制度は、加入者がそれぞれ保険料を納付し、それに応じた給付額を支給される。そのため、納付しなければ年金が支給されることは決していない。また、保険料を多く納付すればするほど、納付期間が長ければ長いほどそれに応じて将来給付される額も増加する。これが社会保険方式で公的年金はこの仕組みで運用されている。

#### ② 賦課方式

25 年金の運用方法として、主に積立方式、賦課方式が挙げられる。日本は年金制度発足当初、将来の年金給付額を事前に積み立てる「積立方式」を採用していた。しかし、インフレによる積立金の価値の目減りや保険料負担の増加によって積み立て方式が崩れ、次第に賦課方式へと移り変わってきた。現在採用されている賦課方式とはその時点での現役労働者がその時必要な給付額を負



担する制度であり、これは現役世代が高齢者を支える「世代間扶養」の考えが基礎になっている。多くの先進諸国は主としてこの賦課方式を採用している。ここで、賦課方式と積立方式のまとめると以下の表の通りとなる。

5 表 5 「賦課方式と積立方式のまとめ」

	賦課方式	積立方式
概要	現役労働者からの拠出を直接現在の年金受給者へあてる	自分自身で年金を積み立てていく
メリット	インフレの影響を回避	インフレに弱い
デメリット	少子高齢化の影響をうける	少子高齢化には影響されない

(筆者作成)

### ③物価スライド

年金給付額は物価やその時の生活水準を基に、年度ごと改定される。この仕組みが物価スライドである。日本年金機構によると、平成26年度の改定率は去年度の全国消費者物価指数過去三年間の物価指数から+0.3%となった。しかし、現在の給付額は過去に物価が下落したにも関わらず額を下げなかったことから本来よりも1.5%高い水準で給付されており、平成24年度  
 10 法律改正から段階的にこの特例水準を解消することとなっている。そのため、今年度の実質の給付額は改定率0.3%から特例水準解消率1.0%を引いた  
 15 -0.7%の改定が行われた。

### B. 年金財源の現状

一般社団法人金融財政事情研究会が出版した公的年金ガイドブックによると、現在、年金給付は国の社会保障費全体(約110兆円)の約5割を占め  
 20 少子高齢化による年金の比重が非常に高いことがわかる。また、その中で年金財源は主に①現役労働者が拠出した保険料収入②国庫負担③積立金の3つから成り立っている。厚生労働省が発表したデータによれば平成26年度の年金給付

による支出が 53.9 兆円、そのうちの保険料拠出が約 6 割を占める 34.3 兆円、国庫負担が 11.8 兆円である。国庫支出分は基礎年金部分に充てられ、また、財務省のホームページによれば主な財源は消費税である。社会保障と税の一体化政策により 2014 年 4 月から引き上げられたしょうひ税分は全額年金を含む社会

5

保障制度に充てられることになっている。

また、年金財政は給付と負担のバランスを保つために最低でも 5 年に 1 度は検証かおこなわれている。最近では平成 16 年度に長期的に均衡が保てるよう年金財政のフレームワークが改訂された。少子高齢化による現役世代の負担が過大になることを懸念し、平成 29 年度以降は保険料率を一定に固定すること、

10 基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 に引き上げること、積立金の活用、財源の範囲内で給付水準を調整する仕組みであるマクロ経済スライドの導入が決定された。国庫負担割合の引き上げは平成 24 年度の改正時に平成 26 年度以降 1 / 2 負担を恒久化することとなった。

## 15 C. 積立金運用状況

日本では賦課方式が軸として年金制度が成り立っているが、年金財源の一部を積立し、運用を行っている。積立金の管理、運用は年金積立金管理運用独立行政法人（以下 GPIF）が受け持っている。そもそもこの積立金とは、元来日本の公的年金制度が積立方式から始まったことから給付に充てられなかった

20 ものが積立金として積み立てられていた。少子高齢化が顕在化し、それによって将来の年金財政の不安が懸念されるようになったことから、「保険料のうち年金給付に充てられなかったものを年金積立金として運用し、年金財政の安定化に活用する」という流れになった（年金積立金管理運用独立行政法人 年金積立金の意義）。積立金の方策として平成 16 年度の改正前は常に給付費の相当の

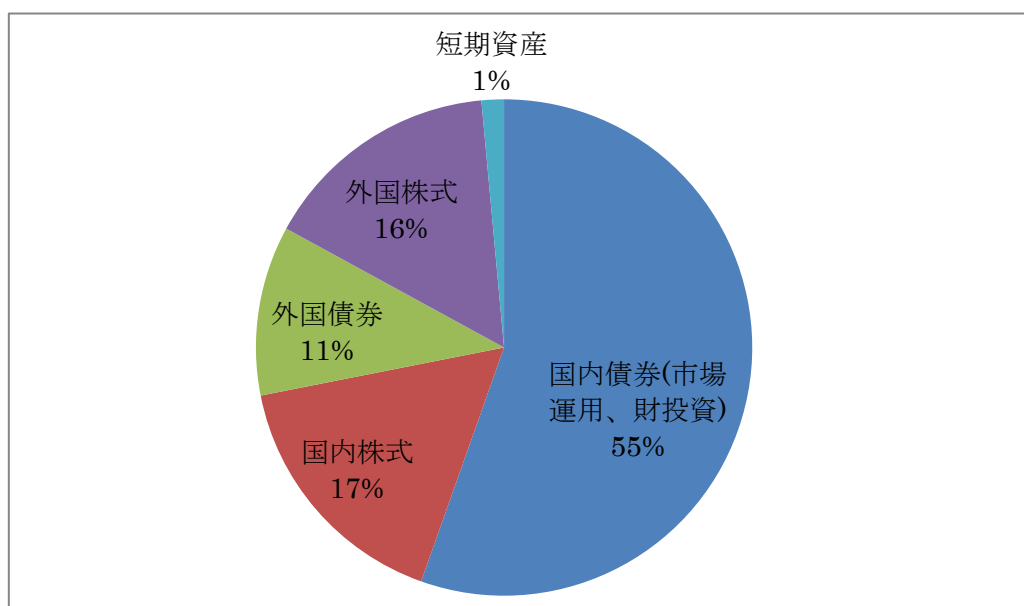
25 年数分の積立金を保有する方策であったが、改正後「概ね 100 年間で財政均衡を図る方式として、財政均衡期間の終了時に給付費 1 年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し、後世代の給付に充てる」となった（同上 年金積立金の意義）。現在では積立金と運用利益によって保険料を固定しつつなるべく高い水準の給付額を保ち年金財政の安定化が目的とされている。現段階で

30 の積立金運用状況は下のグラフの通りである。主な運用方法としてグラフ A を

見てわかるように国内債券が半数を占めている。また、運用結果は概ね良好で平成 25 年度末は前年度比 6 兆 1118 億円増の 1 2 6 兆 5 7 7 1 億円となった。年金積立金の自主運用を開始した平成 13 年度からの運用実績を通してみても累積収益額は 3 5 兆 4 4 1 5 億円である。

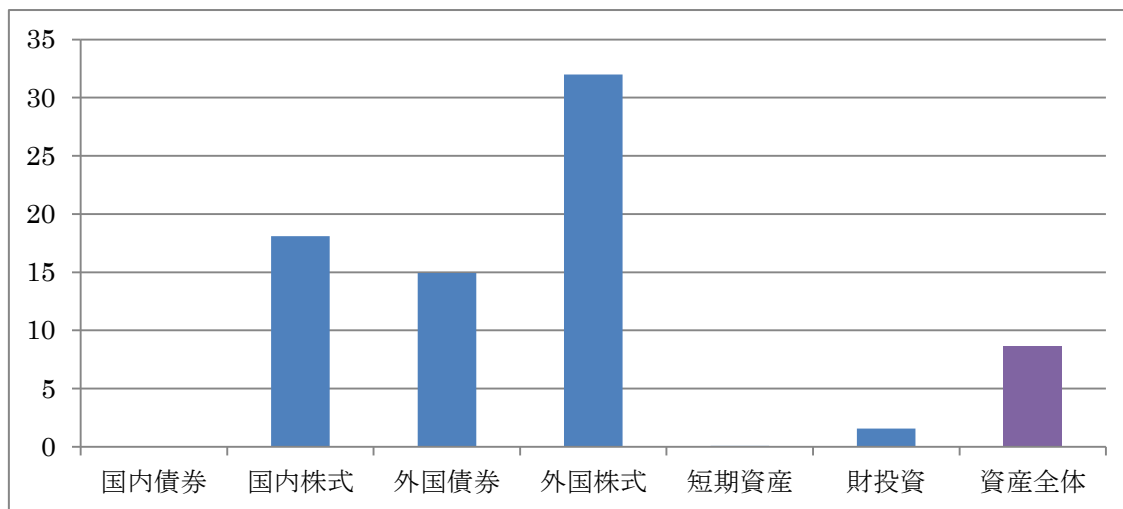
5

グラフ 2 「積立金 資産構成割合 平成 25 年度末」



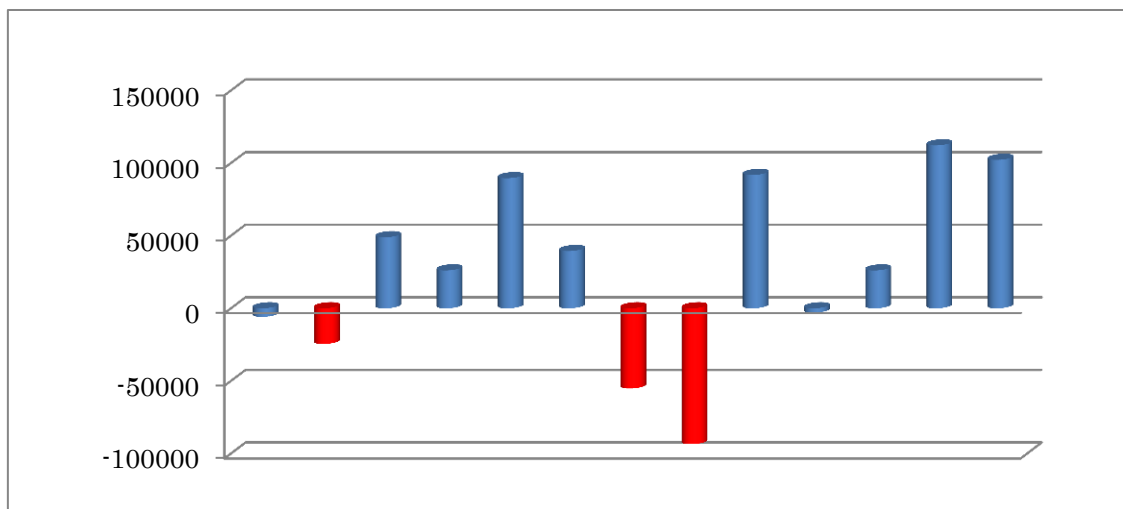
(日本積立金機構 HP より 筆者作成)

10 グラフ 3 「積立金 資産別収益率 平成 2 5 年度末」



(日本積立金機構 HP より筆者作成)

グラフ 4 「積立金 収益額推移」



(厚生労働省 HP より筆者作成)

#### 5 D. 保険料率

年金の保険料率は給付額との均衡を保つため定期的に見直されてきた。しかしながら少子高齢化という社会情勢によりその都度引き上げられてきたが今後このまま進めば保険料増額は無限に続き労働者への過重負担が見込まれる。そのため政府は平成 16 年度に保険料を平成 29 年度以降一定額にしてその中で給付していくことを決定した。今年度（平成 26 年 9 月以降）の保険料は国民年金が 15250 円、厚生年金が 17.474%、平成 29 年度以降はそれぞれ 16900 円、18.30% で固定される。

## 第 5 章 海外の年金制度

15

我々にとって望ましい年金のあり方について考える前に、諸外国の年金制度がどのようなもので、どのように財源を確保しているのか等を日本の制度と比較し参考にできるよう調査した。また、調べる際に①日本の現在の情勢に似ていること②成功又は良いと思われる制度を導入していることを中心とした。よって、今回は①イギリス②オーストラリア③スウェーデンの 3 カ国の制度について説明していく。

20

## A. イギリス

基礎年金の被保険者は男性 16~64 歳、女性 16~59 歳の英国居住者は原則的に加入する。ただし、皆年金ではなく、所得が最低所得額に満たない被用者は保険料納付義務がない。最低所得額未満の低所得者、無業者は基礎年金に任意に加入することが出来る。支給開始年齢は男子 65 歳、女子 60 歳。女性の支給開始年齢は、2016 年~2018 年にかけて段階的に 65 歳に引き上げる。そして男女ともに、2018 年~2020 年にかけて 66 歳、2034 年~2036 年にかけて 67 歳、2044 年~2046 年にかけて 68 歳に引き上げる予定だ。イギリスの公的年金制度の特色としては、日本と同様、「基礎年金」と「付加年金」の 2 階建て構造ということがあげられる。基礎年金には、最低所得額以上の所得を有するイギリス居住者が加入し、付加年金は、公務員を含め被用者が加入する。年金財政は比較的健全である一方で、年金生活者の貧困や私的年金への自主的加入が進まないことといった課題を抱えている。基礎年金と付加年金ともに、賦課方式で運営されており、公的年金の積立金は 2 ヶ月ほどしかない。

## B. オーストラリア

オーストラリアの公的年金制度は 2 階建てである。税を財源とする社会保障制度の老齢年金と、その上に事業主の強制拠出と被用者や自営業者の任意拠出による退職年金保障制度がある。老齢年金と、障害補助年金は全額が税により補われるため保険料負担は無い。しかし支給額を決めるにあたりミーンズテストという厳格な審査を受ける必要がある。老齢年金の支給額は単身か、世帯持ちかで異なり、単身世帯は男性の平均集賃金の 27%、夫婦世帯は 42%を受給できる。渉外補助年金の支給額は老齢年金と同じである。障害補助年金の受給者は交通手当などの他の給付も受けられる。対象者は 16 歳以上で老齢年金の支給開始年齢（65 歳）に達していないものである。

事業主の強制拠出と被用者や自営業者の任意拠出による退職年金保障制度は通称スーパー・アニュエーションと呼ばれる。これは政府による助成があり、雇用主による掛け金は被用者の任意の掛け金と合わせて運用され、その運用実績が個人ごとの勘定に積み立てられる。スーパー・アニュエーションの資産を引き出せる

のは 55 歳に達して退職した時、または退職せずとも 65 歳になった時である。加入対象者は 18 歳から 69 歳までの被用者で、月に 450 ドル以上の賃金を得ている者である。フルタイム労働であるか、パートタイム労働であるか、不定期労働であるかは問われない。自営業者の場合自分自身の為にファンドに掛け金を払う必要はなく、加入は任意である。無職であってもスーパーアニュエーションに加入し、ファンドに掛け金をはらうことができる。

### C. スウェーデン

スウェーデンは 1999 年に年金改革を実施した。この年金改革を実施した背景としては 1990 年代に入って深刻な経済危機、マイナス成長、少子高齢化により従来の「高福祉・高負担」に制度の維持が難しくなったこと、受給額に大きく差が開き若者からの不満が大きくなったことがあげられる。年金制度の仕組みとしては、スウェーデンの公的年金制度は 2 種類あり、

①保険料の負担に応じた保険料を財源とする所得比例年金

②税金のみを財源とする最低保証年金だ。

これらは「スウェーデン方式」といわれる。職業年齢にかかわらず保険の負担が義務付けられていて、保険料は所得に保険料率をかけて計算され、保険料率は 18.5% に固定されている。18.5% の範囲内で給付を行うことを導入しており、「自動財政均衡メカニズム」といわれる。自営業者は保険料の全額が自己負担であり、会社員や被用者は事業主と被保険者の本人負担となる。

年金支給のしくみとしては、公的年金制度から支給されるのは主に老齢年金である。障害給付は 1999 年の年金制度改正時に別の制度から支給される方式となった。老齢年金の受給資格については、

①保険料を財源とする所得比例年金には受給資格を満たすための最低加入期間がなく、1 回でも保険料を納付していれば年金を受給することができる。

②税金を財源とする最低保証年金の場合、3 年間のスウェーデンの居住期間が必要となる。支給開始年齢は所得比例年金も最低保証年金も原則 65 歳である。しかし 70 歳まで支給の繰り下げが可能である。所得比例年金は 61 歳から繰り上げて受給することもできるが、最低保証年金は支給開始年齢を繰り上げることは不可能である。年金の支給額の決定方法は、

①所得比例年金の場合、平均賃金、退職時の年齢集団の平均余命と将来の平均賃金の上昇から予想された基準を用いて決定する。

- ②最低保証年金の場合は、物価基準額の何倍の所得比例年金を受給することができるかと居住年数をベースに計算される。計算式は受給者が単身か夫婦かで異なり、一定水準以上の所得比例年金を受給可能な人には最低保証年金の支給はない。なお、スウェーデンの居住年数が40年以上だと満額の最低保証年金を受給することができる

## **第6章 公的年金の望ましい位置づけ**

10

我々にとっての望ましい公的年金は「老後において最低限の生活を保障してくれる」ものと位置付ける。自分たちが高齢者になったときもし万が一のことがあって貯蓄や資産がなくても公的年金によって最低限の保障がされ、また、貯蓄や資産があれば公的年金と併せてより豊かに老後を彩ることもできる。

- 15 公的年金は老後生活において基礎部分の役割を担う、と考える。

## **第7章 公的年金の問題点**

- しかしながら日本は公的年金制度や現状に多数の問題を抱えている。始めに、現在の高齢者の経済状況を通して見ていきたいと思う。内閣府が行った調査によると、今後年金受給が始まる60歳から64歳の半数以上が高齢期に向けた備えが足りないと答えた。しかし、ここ近年の国民年金の給付額を見ていくと年々減少傾向にあり今年度は満額で64400円となっている。備えが十分でない高齢者にとって年金が減額されていくのは痛手だ。だが、将来的にこの現状がより悪化することが見込まれている。これに拍車をかけるように少子高齢化が進み、年金受給者が増えそれに反比例して労働者が減っている。これは現役労働者に過重な負担を加えるだけでなく、自分が高齢者になったとき満足な給付が行われない可能性も高くなる。現在の高齢者はその人たちが働いていた

時の月収約 6 割を年金給付として月々もらっているが、20 年後には約 5 割、そして私たち 20 代が年金受給者となったときに貰えるのは約 4 割にまで下がる  
5 と言われている。このような不安が若い世代にも認知されていて、若者の年金  
離れは未納率を見ると顕著に現れていることが分かる。未納率については後に  
詳しく述べていく。つまり、今の公的年金制度、特に賦課方式による運営が困  
難に直面し限界が近づいているのである。これを踏まえこの論文では、公的年  
金  
10 金が抱える問題点を、「十分な年金財源が確保できるシステム再建」という観点  
から解決していきたい。

## 第 8 章 公的年金制度への提案

### 第 1 節 障害・遺族年金制度の見直し提案

#### A. 障害年金・遺族年金制度について

15 障害年金と遺族年金は老齢年金とともに国民年金を構成している年金  
である。障害年金制度はケガや病気などにより身体に障害を持ち、労働や日常  
の生活に支障が出る人々のために年金や一時金を支給する制度である。高齢者  
が受給する老齢年金と異なり、若い世代の人々も受給可能である。障害年金と  
遺族年金の現行の制度について順に説明する。

20

#### < 障害年金 >

障害年金の受給資格は 3 つあり、

①初診日に年金制度に加入していること②年金保険料を規定以上納めていること  
と③障害認定日の症状が障害認定基準に該当していること

25 これらに当てはまる人々である。申請は自己申請となり、書類を請求し認定さ  
れた後に支給される。審査は書類審査のみとなるが、判定のち不支給となるこ  
ともある。該当する障害は多く、視覚や聴覚などの外部疾患だけでなくがん、  
高血圧、呼吸器疾患などの内部疾患なども範囲に含まれる。障害認定基準に従  
って判定されるため、障害手帳は不要である。種類は 3 種類あり、初診日に加



入していた年金制度の違いで種類が異なる。それぞれ、国民年金は障害基礎年金、厚生年金は障害厚生年金、共済年金は障害共催年金となる。支給金額は障害等級により異なる。国民年金の場合、障害等級1級・2級該当者のみに支給され、厚生年金と共催年金野場合は障害等級1級・2級・3級そして障害一時金該当者に支給される。障害年金は非課税であり、申告不要である。受給できる年金額は障害基礎年金が障害等級2級をベースとし、年間772,800円である。1級出会った場合は1.25倍の966,000円となる。子に対する加算額もあり、2人目まで1人につき222,400円、3人目以降は74,100円が加算される。

障害厚生年金にはさらに3級と障害手当金がつき、3級の場合報酬比例部分の年金額（最低補償額579,700円）障害手当金の場合報酬比例部分の年金額の2倍（最低保証額1,153,800円）を受け取ることが出来る。これらの申請はすべて自己申請となる。障害年金制度には問題点が多い。判断基準が度重なる改正で複雑であり、予想がつきにくいこと、各都道府県間やそれぞれの医師の間での判断が異なるため時給額に差が生まれがちであること、障害手帳が基準でないために不正受給が行われることなどである。確立した判断基準が必要とされている。

#### <遺族年金>

遺族年金制度は、疾患や負傷により亡くなった人の遺族への生活保障をするための年金制度である。遺族年金は大きく分けて4種類あり、①遺族基礎年金②遺族厚生年金③寡婦年金④死亡一時金である。

① 遺族基礎年金とは、国民年金から支給される公的年金であり、受給者が死亡した際に18歳未満の子を持つ妻や、両親の居ない18歳未満の子等に支給される。年金額は772,800+子の加算（第1・2子各222,400円、第3子以降各74,100円）

② 遺族厚生年金は、厚生年金保険から支給される公的年金で、受給者が死亡した際に遺族基礎年金に上乗せして遺族に支給される。対象は妻、子供、孫、55歳以上の夫、父母、祖父母等である。年金額は死亡者の老齢厚生年金の

受給額の4分の3相当額である。

③ 寡婦年金は、国民年金から支給される公的年金で、国民年金第一号被保険者が長期間加入した後老齢基礎年金を受給せず死亡した場合の妻に支給される。ただし妻が65歳以上になったとき支給停止となる。年金額は死亡した夫が受け取るはずの老齢基礎年金の4分の3に相当する額である。

④ 死亡一時金とは国民年金から支給される一時金で、第一号被保険者が国民年金に3年以上加入した後に老齢基礎年金を受け取ること無く死亡した際に、遺族に支給されるものである。遺族の範囲は、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹のなかで先順位のものに支給される。死亡一時金の額は、保険料の納付期間により、12万円から32万円である。

## B. 現状

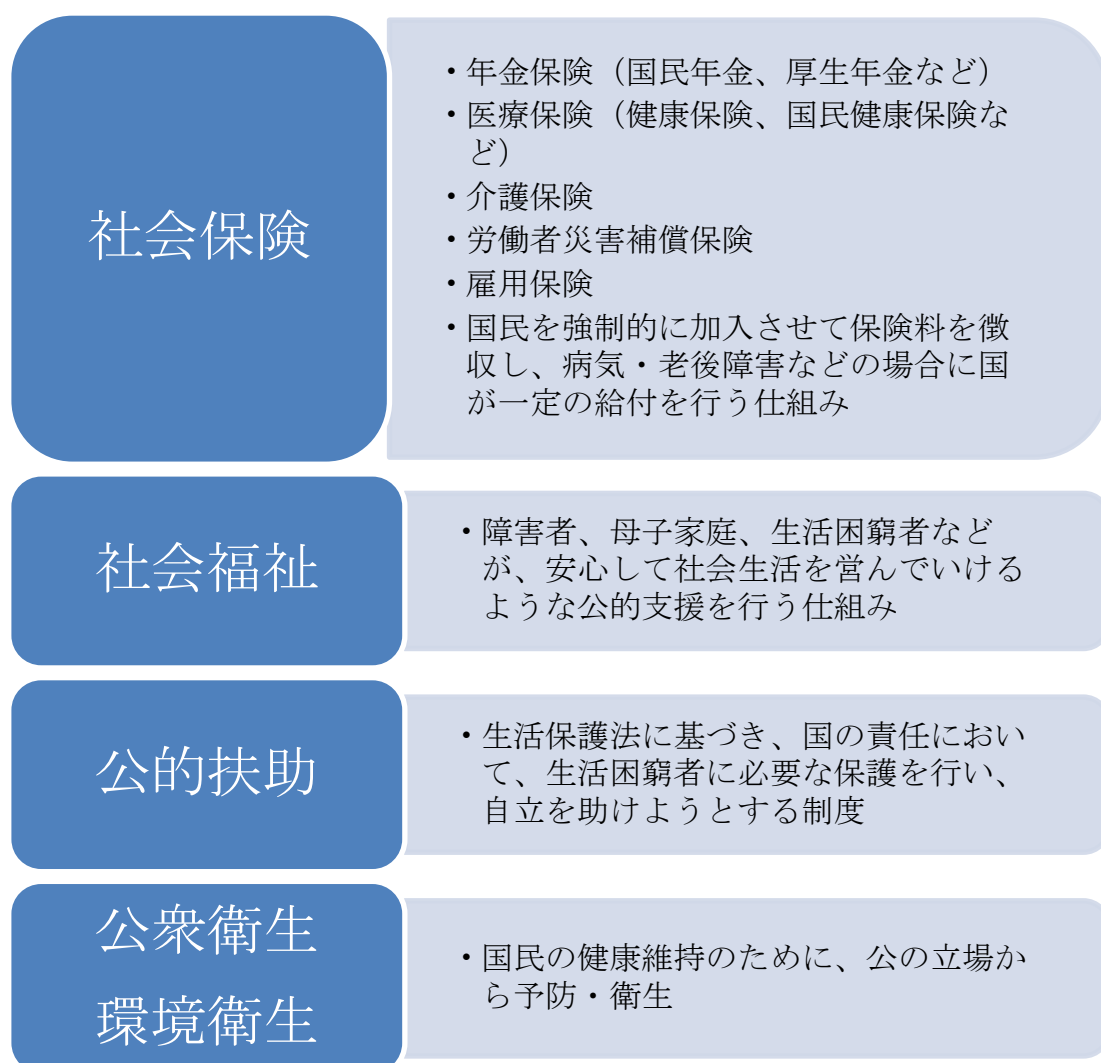
障害年金の受給者数は平成25年の時点で約198万人である。障害年金受給者の年金総額は国民年金が約1兆5600億円、厚生年金保険が3000億円、合計約1兆8600億円となる。平均年金月額にすると国民年金が約7万3500円、厚生年金保険が約10万5000円である。遺族年金の受給者数は約630万人、年金総額は国民年金が4兆5500億円、厚生年金が1900億円である。国民年金支給総額の内訳として割合化すると、老齢年金が全体の83%を占め、続いて遺族年金13%、障害年金7%となる。

## C. 代替制度

### < 障害年金 >

年金等を含む日本の社会保障制度は大きく四つに分けられることが出来、社会保険、社会福祉、公的扶助、公衆衛生および医療の分野がある。四つの中で社会保険のみ財源が保険料のみでなく租税財源による国や地方自治体の負担で補われている。

図 4



（株式会社フェリーチェプランホームページより筆者作成）

- 5 着目すべき点は、社会保険の障害年金保険と、社会福祉の分野での障害者への福祉制度の重複である。社会福祉の障害福祉は①障害福祉サービス②障害手当の二種類ある。障害年金への代替となるのは②の障害手当である。障害手当には特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当の3種類がある。特別障害者手当は在宅の重度障害者に対して支給され、月額 26,400 円である。所得
- 10 制限があり、障害年金との併給が可能である。特別児童扶養手当は 20 歳未満で精神や身体に障害を持つ児童を家庭で監護、養育している父母などに対し支給されるもので、障害児童一人につき、1 級野場合月額 50,750 円、2 級の場合月

額 33,800 円である。障害児童福祉手当は在宅の重度の障害児童で通常介護を必要とする者に支給され、月額 14,380 円となる。これらの併給は可能である。つまり、すべての該当者をもつ家庭は、最大月額約 9 万円程度が受給可能である。

## 5 <遺族年金>

遺族年金の代替品として、民間の生命保険が挙げられる。現在日本人口の約 8 割が生命保険に加入している。死亡保障の金額は男性で平均 2,043 万円、女性で平均 944 万円となっている。内訳としては 20 代の割合が約 5 割と低く、40 代の割合が約 9 割と最も高い。

10

## D. 提案

障害年金、遺族年金共に廃止することを提案する。なぜならば、国民の老後の生活を国全体で保障するというのが望ましい年金のあるべき姿であり、障害、遺族年金などの現在に進行する保障は年金制度でなく、社会保障制度の社会福祉の分野で補うべきものだからである。実際に障害年金、遺族年金ともに社会保障制度の社会福祉の分野（特別障害者手当、特別児童扶養手当、障碍児福祉手当）や生命保険など代替品が存在する。また、現行の障害年金・遺族年金制度には制度の不明瞭や、受給額の不公平さ、不正受給などの問題点も多い。これらを踏まえ障害年金・遺族年金の合計総額 6 兆 5 千億円分を望ましい年金制度のための財源として利用することを提案する。

20

## 第 2 節 税金方式の導入

### A. 現行制度の問題点

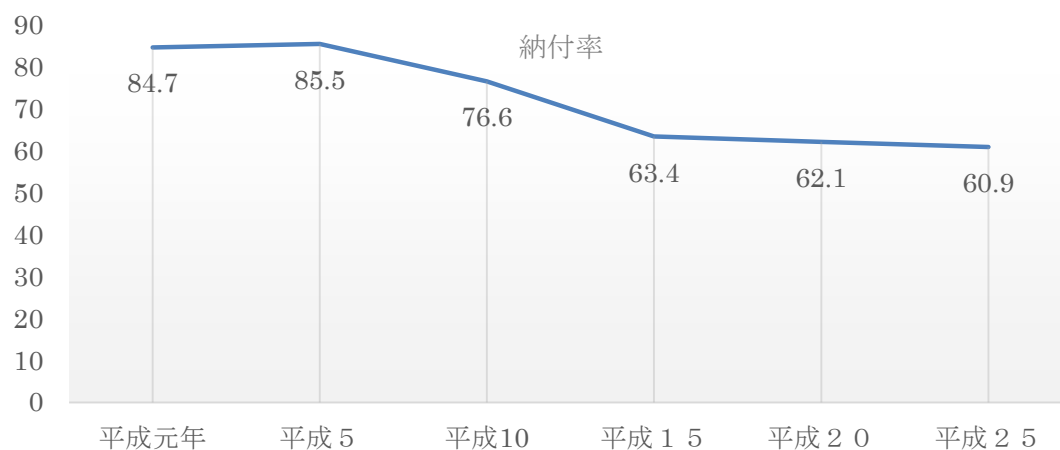
問題点でも述べたように賦課方式には限界が迫っていてこのままでは運営が困難とされる。また、未納者が増加している現状も懸念すべき点である。なぜなら、賦課方式の仕組みが世代間扶助であるため現役労働者が保険料を拠出しないと高齢者への給付ができないからだ。つまり未納者が増えることは、しっかりと保険料を納付している労働者への負担が増やしているのだ。また、未納者の詳しい内訳を見ていきたい。下のグラフを参照してもらおうとわかる通

30

り、年々未納者は増加し平成元年は 80%を超えていた納付率が今では 60.9%まで低下した。また、その中でも 25-29 歳の若年層の納付率が 49.88%と最下位である。若者の年金離れが懸念されその要因としては年金制度への不安、負担額が上がるのに給付額が十分でないことが挙げられる。

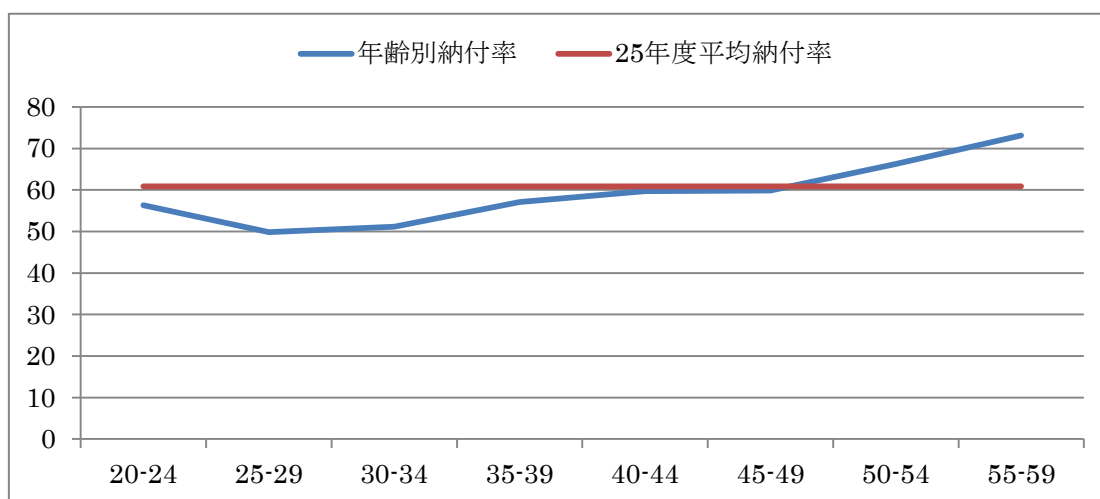
5

グラフ 5 「納付率推移」



(厚生労働省より筆者作成)

グラフ 6



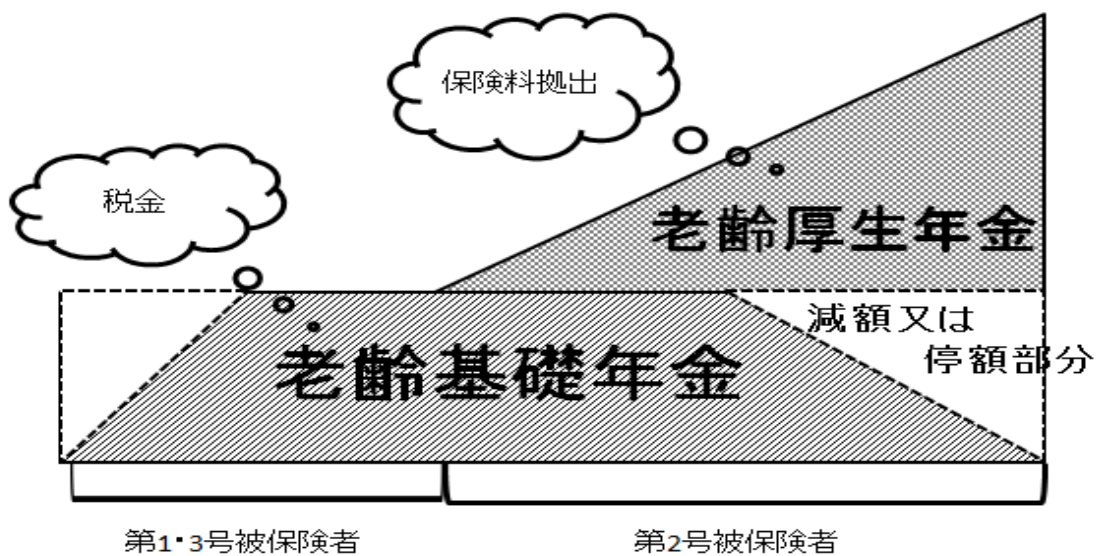
10

(厚生労働局より筆者作成)

## B. 税金制度導入の提案

このような状況を打開するために、私たちは税金方式を提案する。この制度のフレームワークは以下の通りである。

図 5 「税金制度構想」



5

(筆者作成)

表 6 「税金制度」

	基礎年金部分	厚生年金部分
制度の概要	税金負担	賦課方式
保険料	なし	18.3% (平成29年以降)
受給者の条件	一定年数以上日本に在住する国民	従来通り
受給額	原則満額、一定以上の所得や資産がある場合は減額又は停額	比例報酬

この新年金制度は30~40年間で定着を目途に段階的に導入を考えている。以下、基礎年金部分と厚生年金部分とに分けて説明していく。

5

#### ① 基礎年金部分

私たちが考える新制度の大きなポイントとしては、老齢年金部分を原則として国が負担し給付することだ。それによって、全国民が将来老齢基礎年金の受給ができ最低限の生活を送ることが保証される。基礎部分が国庫負担になるため実質国民年金が廃止されることになる。つまり、月々払っていた国民年金保険料は支払い義務がなくなる。しかし、ここで一つポイントなのが公的年金は最低限の生活を保障する役割だということだ。したがって、この老齢基礎年金は年金受給可能年齢に達したとき資産や収入が一定以上ある、豊かな高齢者に対しては減額又は支給停止をする。また、国庫負担が現状より増額するのは言うまでもない。その負担増額分の財源確保の方法としては、①更なる消費税の増税②年金特別税（贅沢品や酒税、たばこ税）を課す③障害年金・遺族年金の削減分④高所得高齢者の基礎年金減額・停額分の以上4つを考えている。①の増税に関しては、労働者のみが高齢者の生活を負担するのではなく国民全体で高齢者を支えていこうという考えから成る。少子高齢化が進んでいく社会の中で労働者が高齢者を支えるのは限界に近いと、今まで国民年金という形で拠出してきたその負担分を消費税増税という形で分散させ国民全員で支えていく仕組みを作る。

10

15

20

#### ② 厚生年金部分

厚生年金は従来通り厚生年金として保険料を拠出し賦課方式で運用されるがそれでは少子高齢化による賦課方式限界の問題が十分に解決されない。しかし、税制度を導入することによって国民年金部分が廃止され基礎年金の保険料を納付する必要がなくなった。これは第3号被保険者の負担等何かと負担の多かった厚生年金の負担が減ることを意味し、厚生年金の拠出額がそのまま第2号被保険者であった高齢者へ反映されるため十分な給付額が保障されたり

25

30

余裕ができたり剰余分ができればそれを積み立てて将来への少子高齢化への対策となることが期待される。

この税金方式を導入することによって、問題点であった未納者は実質ゼロになり、公的年金の望ましい位置づけであるすべての国民に老後の生活が保障されることになる。

5

## **第9章 確定拠出年金**

### **第1節 確定拠出年金の成り立ち**

10

確定拠出年金制度は平成13年6月29日に確定拠出年金法が成立し、同年10月に施行された。近年の“少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給

15 付を受けることができるようにする”ことを目的とした制度である[1]。最近では公的年金を補う役割も期待される。モデルはアメリカの内国歳入法という401条項に基づく確定拠出年金制度で、日本の所得税法・法人税法にあたる。アメリカをモデルとした背景には、日本における雇用形態の変化が挙げられる。これまでの年金制度は日本型経営の特徴である「終身雇用制」がベースであったが、近年の起業や転職の増加や終身雇用制の崩壊により、資産の持ち運びが

20 可能な確定拠出年金の導入が検討されたのである。また、確定拠出年金以前の適格退職金や厚生年金基金では、中小零細企業や自営業者に十分普及していなかったことも確定拠出年金の導入のその理由の一つだとされる。

25

### **第2節 確定拠出年金の概要**

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度だ。厚生年



金基金や適格退職年金等の企業年金制度等は、給付額が約束されるという特徴があるが、現在の企業年金制度は中小零細企業や自営業者に十分普及していない、離転職時の年金資産の持ち運びが十分確保されておらず、労働移動への対応が困難だ、という問題点が指摘されていたことから、平成 13 年 10 月に公的年金に上乗せされる部分における新たな選択肢として確定拠出年金が導入された。この最大の目的は、現役時代から高齢期に備える個人の自助努力を国が“支援”することにある。確定拠出年金の運用については、運用商品の中から、加入者等自身が運用指図を行う。運用商品は、預貯金、公社債、投資信託、株式、信託、保険商品等となっている。運用商品を選定・提示する者は、必ず 3 つ以上の商品を選択肢として提示することとなっている。

### 第 3 節 確定拠出年金の種類

確定拠出年金には「企業型年金」と「個人型年金」がある。さらに、「企業型年金」のなかに「選択制確定拠出年金」と「全員加入型確定拠出年金」があるという構造になっている。まず、確定拠出年金の「企業型年金」と「個人型年金」について説明していく。企業型年金は、事業主により掛金が拠出され、その従業員が加入者となり、各加入者がその個人別管理資産について運用の指図を行うことになる。一方で、個人型年金は自営業者または企業型年金等の対象となっていない 60 歳未満の企業の従業員が加入者となり、加入者自身が掛金を拠出し、その個人別管理資産について運用の指図を行うことになる。このあとの節でその導入企業数や加入者数について述べていく。次に選択制確定拠出年金の中でも、企業型年金の中の「選択制確定拠出年金」と「全員加入型確定拠出年金」について述べていく。まず、選択制確定拠出年金は企業型確定拠出年金と同様、拠出額の範囲内で従業員自身が運用商品と運用割合を決め、運用成績によって資産残高が決まる。しかし、掛金を拠出するしくみが企業型とは異なる。企業型では、掛金を拠出するのは事業主であり、従業員個人が拠出することはできない。そして掛金の上限は他の企業年金の有無で決まる。以下が、企業型の確定拠出年金の拠出限度額である。

・他の企業年金がある場合…月額掛金上限は2万7500円（10月から）

・他の企業年金がない場合…月額掛金上限は5万5000円（10月から）

これが選択制では、次のようになる。

(1) 事業主拠出額＋従業員拠出額の月額掛金上限

5     ・他の企業年金がある場合は2万7500円

      ・他の企業年金がない場合は5万5000円

(2) 事業主拠出額 $\geq$ 従業員拠出額

10   この2つを条件に従業員の個人支出を認めている。これによって、会社、社員双方の社会保険料や税金の削減を実現することが出来る。一方、全員加入型確定拠出年金は、掛け金の拠出者は会社で、会社から各従業員の「生涯設計手当」として拠出され、各従業員が自ら選択した運用コースに積立てられる。掛け金を損金算入でき、これまでの確定給付型年金が抱える後発債務リスク（積立て不足）を回避できるが、従業員への掛け金を全て拠出するため、非常に負担が大きく、なかなか制度の導入自体が難しいのが現状だ。

15

#### 第4節 確定給付年金と確定拠出年金の違い

20   ここでは、年金制度の中でも三階部分にあたる企業年金である確定給付年金、厚生年金基金の概要とともに同じく企業年金に分類される確定拠出年金とそれぞれの制度の違い、メリットデメリットについて述べていく。確定拠出年金は、企業が積み立てるお金を自身の判断で運用・管理し、各々の運用に給付額が変動する年金であるが、確定給付年金とは名の通り給付が確定しているもので、会社が積立て、運用・管理し、会社が個人に給付する企業年金である。詳しく2種類あり①確定給付企業年金と②厚生年金基金がある。

25   ① 確定給付企業年金は約796万人が利用しており、国内で1番利用されている制度である。この背景には2012年に旧制度の適格退職年金が廃止したことが挙

- げられる。独自の企業年金部分のみで管理運用され、一社またはグループ企業が独自で設立するものが主である。年金額は各社異なるが月に約5~6万程度である。終身年金であるか、有期年金であるかは企業によって異なる。「キャッシュバランスプラン」という給付が確定していない制度もある。これは企業の
- 5 運用実績や国際の平均利回りとプラス $\alpha$ を約束という形をとるため、金利や経済環境によって受給額が変動する。確定給付企業年金の中でも、企業が法人格の企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使合意の年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の2つに大きく分けられる。
- 10 ②厚生年金基金は約426万人が利用している企業年金制度であり、制度開始から約50年が経過する。国から受け取る厚生年金の一部と、独自の企業年金部分の二層建てである。独自部分は月に約2万円程度であるが、終身年金である。これは業界団体が母体となることが多い。しかし、今年4月、存続する526基金の大半を5年で廃止させる改正厚生年金法がスタートし、厚生年金基金の解
- 15 散ラッシュが始まっている。また、それぞれの移行の理由としては確定給付年金が14692件中、12000件が適格退職金からの移行となっている。その一方確定拠出年金の移行理由は17328件中、約半分が新規導入となっている。

## 第5節 メリットとデメリット

20

### A. 確定給付型年金

#### <企業側>

- 企業側のメリットとしては、確定拠出年金のような年金や投資に関する
- 25 従業員教育を持続的に行わなくなるため、そのコストがいらぬ点が挙げられる。しかし、デメリットとしては、最終的に給付額が足りなかった場合にその分を企業が負担しなければならない場合があることである。

<従業員側>

従業員側のメリットとしては、自身の在職中に運用を行わなくて良いことと、終身年金であるということである。（厚生年金基金の場合）デメリットとしては、掛け金の変動や運用プランの変更ができないこと、資産額が必ずしも保証されていないことである。また、会社に勝手に水準を下げられるということがある。

## B. 確定拠出年金

10

<企業側>

企業側が確定拠出年金を利用するメリットとして、雇用体型の変動や流動に対応しやすいことが挙げられる。また、年金費用の見通しがたてやすく、運用結果に対し責任をとる必要もない。さらに年金の積立金は損金に計上されるため、所得額を減らすことなく税金の過払いを防ぐことができる。デメリットとしては従業員に対しての投資教育費用が必要であることや、積立金の運用の結果に関わらず毎年所定の拠出が求められることである。

<従業員側>

個人が確定拠出年金を利用するメリットとしては、転職時に転職先への資産移管が容易であることや、積立金残高が明確に把握できることである。また、自身の運用能力により老後の収入を増やすことができる。デメリットとして、自身で運用のリスクを負うこと、現在支給開始年齢まで現金化が不可能であることである。

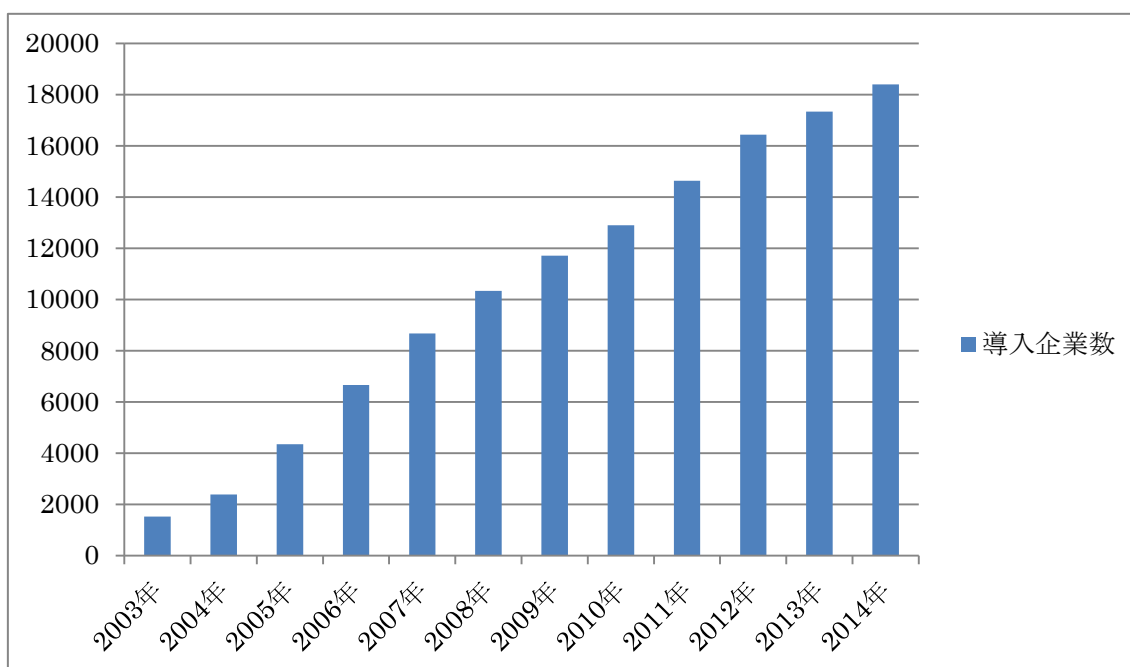
25

## 第10章 確定拠出年金の現状

### 第1節 加入企業数

- 5 加入企業数は2014年5月現在で18,617社である。加入企業数の推移を見ていく。

グラフ7 「確定拠出年金 導入企業数(社)」



- 10 (厚生労働省確定拠出年金の規約数より筆者作成筆者作成)

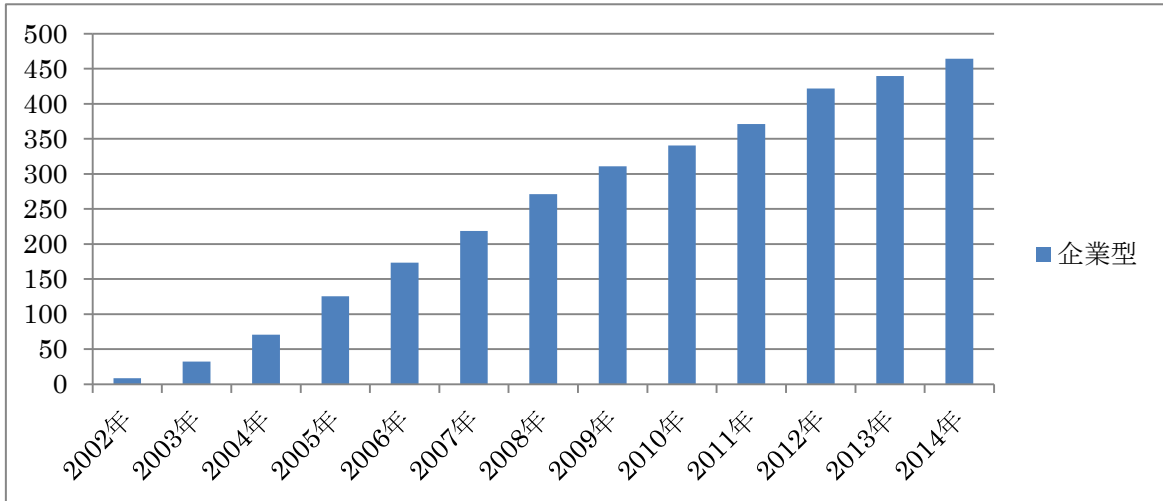
このグラフを見てもわかるように、確定拠出年金を取り入れる企業は上昇傾向にある。

### 15 第2節 加入者数

次に、加入者数だが、企業型は2014年5月現在で497.1万人、個人型は同じく2014年5月現在で18.8万人である。企業型に関してこの数値を分か

りやすく言うと、サラリーマンの約7人に1人が加入しているということになる。加入者数の推移を企業型、個人型に分けて下のグラフで表す。

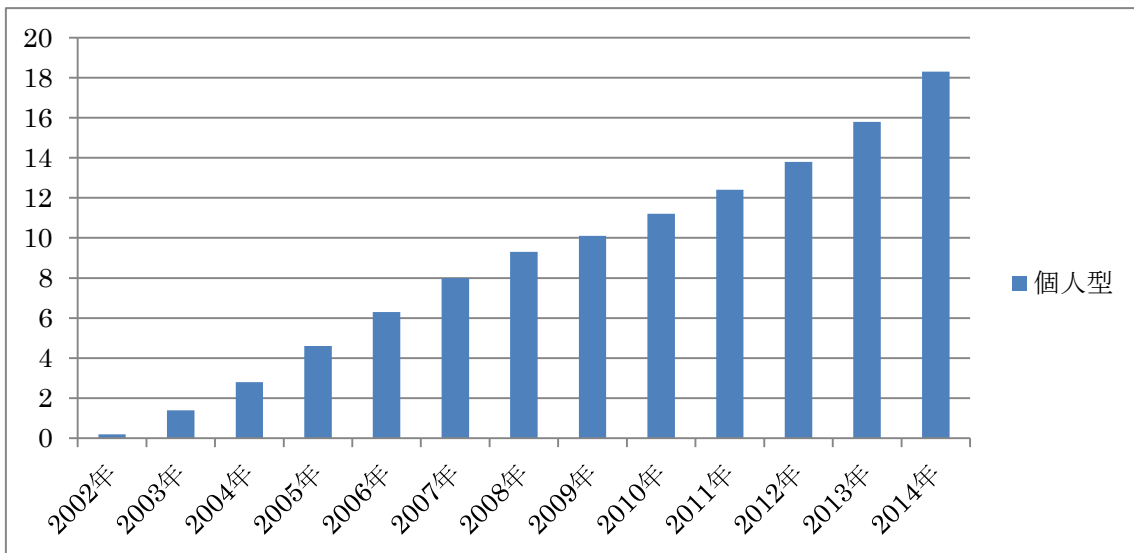
グラフ 8 「確定拠出年金 企業型加入者数 (万人)」



5

(厚生労働省確定拠出年金の規約数より筆者作成)

グラフ 9 「確定拠出年金 個人型加入者数 (万人)」



(厚生労働省確定拠出年金の規約数より筆者作成)

10

このグラフの値を見てもわかるように、企業型個人型2つの種類の確定拠出年金の加入者数をみると、企業型の方が圧倒的に数値は多いことが分かる。この要因としては、企業型はその企業自体が取り入れれば、従業員が加入する事に

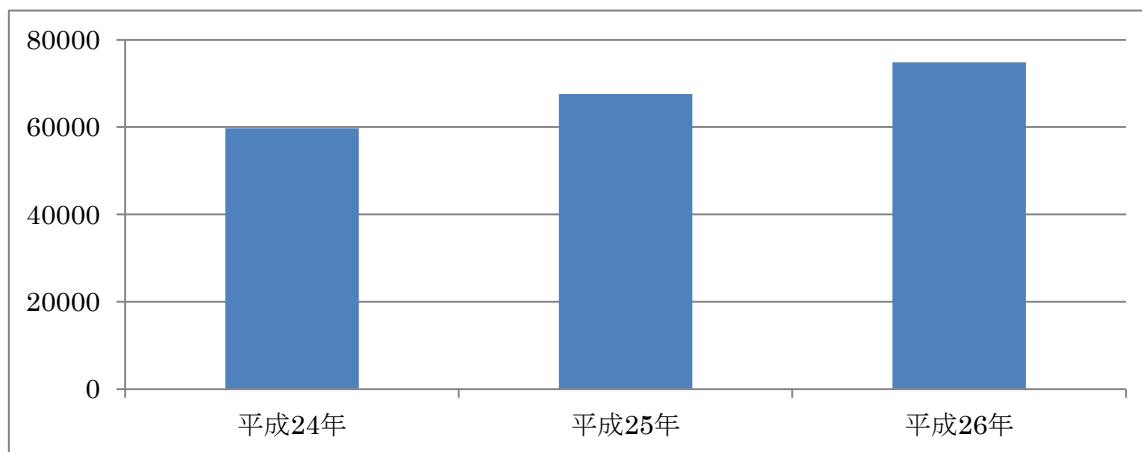
なるため、手続きにかかる手間自体はほとんどないのに対して、個人型になると、白紙の状態から自分自身で進めていくしかないために、その手間は意外にもかかってしまう。このような理由から企業型個人型の加入者数はここまで数値が違ふのだといえよう。ここまで加入企業数と加入者数を見てきたが、企業型に関しては、企業自体が確定拠出年金を取り入れさえすれば、その企業の従業員は確定拠出年金に加入する事になるため、確定拠出年金を取り入れる企業が増えてきているということは、加入者数もこれに比例して増えていくということである。

### 10 第3節 確定拠出年金・マッチング拠出の拠出額

#### A. 企業型拠出年金

平成26年3月末、信託協会のデータによれば企業型確定拠出年金の総資産額を見ると7兆4871億円となった。これは対前年比7261億円（対前年比10.7%）増加である。

グラフ 10 「企業型拠出年金 総資産額（億円）」



（社団法人信託協会より筆者作成）

この表からも分かるように企業型確定拠出年金の規模が着実に拡大しているのが分かる。次に実際の拠出額を見ていく。平成26年度8月末現在のデータによると、掛け金は以下の通りになっている。

表 7 「1 事業主あたりの従業員数別で見た（円/年額）の拠出額」

	300 人未満	300 人以上	全体
平均	176,030	165,320	170,190
最高平均	283,190	284,970	284,160
最低平均	68,870	45,670	56,220
最高	612,000	612,000	612,000
最低	1,000	720	720

（厚生労働省 HP より筆者作成）

- 5 平均を見ても大規模、小規模関係なく年額の拠出額に大きな差が見られないことが分かる。しかし、最低拠出額に関しては 300 人以上の従業員数を持つ事業主がより少ないことが分かる。

#### B. 個人型確定拠出年金

- 10 NPFA の調査によると、個人型の確定挙手年金平均拠出額は全体で 16839 円である。また、被保険者別で見ていくと第 1 号被保険者は平均 22,973 円、特に多かったのは 5,000 円から 9000 円の拠出が約 30%で次に多かったのが 10,000 円から 14,000 円の拠出が 26%だった。拠出額を 5000 円から 14000 円内に収めている人が半数以上いることがわかる。第 2 号被保険者の場合は平均で見ると
- 15 第 1 号より少ない 14,145 円だった。第 2 号被保険者も同様に 51%の人が 5000 円から 14000 円の拠出に抑えていた。その反面高めの拠出額設定の割合もしばし多く、35%の人が 19,000 円から 20,000 円の拠出を行っている。

### 第 4 節 意識調査

20

確定拠出年金はこの論文内でも何度か述べているように最近日本に普及し始めた年金制度である。ここでは、確定拠出年金がどれほどの人に知られ、しっかりと認知されているかを調べていく。

明治安田生活福祉研究所が行った従業員規模数 20～999 人の中堅・中小企業を



対象の調査によると、確定拠出年金（企業型）の認知度は全体で約 32.7%にとどまっている。しかし、100 人以上の従業員をもつ企業での認知度は半数を超え、この規模の企業になると企業型確定拠出年金に対する関心が高いと言える。しかし、個人型確定拠出年金に関しては、24.1%と、企業型に比べてやや浸透していないことが分かる。しかし、このデータは 2004 年に行われたものであるため、認知度は 10 年経った現在は加入企業数も増え、より従業員が確定拠出年金に接する機会が増えたことから更に認知が広まっていることが予想される。しかしその反面、会社に勤めていない主婦や自営業者、公務員等は確定拠出年金に加入できない、若しくは加入できても会社勤めの人に比べて接する機会が少ないため認知度が低いことが予想される。今後、主婦や公務員も確定拠出年金に加入できるようになるが認知度が低いことが予想され、どのように知ってもらえるようになるかが課題となる。

## **第 1 1 章 今後の確定拠出年金の展望**

15

### **第 1 節 確定拠出年金の是非**

以上、確定拠出年金の成り立ち、制度、メリットやデメリットまた施行状況を述べてきた。結論からいえば、確定拠出年金は従業員自身の自立意識を高める自助努力型の年金として、その存在はよいものとする。実際に確定拠出年金制度を取り入れる企業も増え、その加入者も増えている。その一方で、第二節でも述べたようにまだまだ従業員自身の意識や認知度が追い付いていないという問題があるのが現状である。企業は、従来の確定給付型から、確定拠出年金にシフトしたことで、企業が給付額の足りない部分を補う責任がなくなった。その部分を、今度は企業が確定拠出年金についての従業員の教育に力を入れるなど、企業が従業員と共に彼らの老後の生活に関して考える手助けをする必要があると考える。

### **第 2 節 確定拠出年金の広がり**

確定拠出年金の老後の生活における望ましい位置づけについて述べる前に、最近厚生労働省が発表した確定拠出年金についての二点の方針について簡単に触れていく。一つ目は厚生労働省が公務員や専業主婦など公的年金の加入者なら誰でも入れるよう制度を変える方針である。この対象者が加入する場合、個人型確定拠出年金に加入することになる。これによって、対象者が2800万人増える見込みである。さらに、現在は企業型と個人型によってそれぞれ拠出限度額が定められており、それぞれ自分が額を設定して拠出している。今年度の10月にも、拠出限度額の引き上げが行われたが、さらに厚生労働省は年収の10～20%を上限額とする方向で検討していることを発表した。これが二つ目の方針である。これによって、年収が高い人ほど拠出できる金額が増え、さらに確定拠出年金が広まっていくと考えられる。

一つ目の方針である、主婦も公務員も公的年金に加入している人なら誰でも確定拠出年金に加入できる制度によって問題点が二点考えられる。一点目は、すでに年金制度で優遇を受けている主婦や公務員に対して確定拠出年金制度を適用していいのか、ということである。主婦は公的年金の仕組みの中で第三号被保険者に分類されているため、現在年金を納めていない。公務員に限っては、以前jの共済年金から厚生年金に移行することが発表されてはいるものの、年金払い退職給付制度などで優遇されている。このように、優遇をすでに受けている人に対して、税制度面で融通を受ける確定拠出年金に加入できるようにするのは不公平感があると考ええる。しかし、第一章の提案である年金の税制度導入によって第三号被保険者である主婦も消費税によって年金を納めることになる。公務員に関しては、より平等になるような制度を導入すべきだが、ここではそこまで大きな問題ではないと考える。二点目の問題点は、自営業者や企業に勤める雇用者はともかく、公務員や主婦に確定拠出年金の制度を導入したとしても、認知、教育、そして制度の浸透が果たして行えるかというものである。この問題点を残しつつ、確定拠出年金の老後の生活における望ましい位置づけについて述べていきたい。

## 終章 老後における位置づけ

一章でも述べてきたように、我々は年金制度において、公的年金部分を税制度にすることによって国民全員から年金を徴収する。このことによって、

5 未年金者や無年金者がいなくなり、誰もが最低限の年金をもらえるようになることを目指す。それに伴い、確定拠出年金は老後のための位置づけとして、「公的年金に次ぐ、年金制度における第二の柱となる」を目標として目指すことを提案する。その背景として、これから少子高齢化やグローバル化によって、人々の生活スタイルや働き方も多様になることが考えられる。それに伴い、私たち

10 には1人1人が自身の老後を考えていくことが必要となるだろう。その際に、公的年金とともに、公的年金に加入する人なら誰でも加入できるようになる確定拠出年金を第二の柱とすることで、人々の老後も豊かになり、自分自身で老後の生活設計を行ういい機会になると考えた。しかし、この「公的年金に次ぐ、年金制度における第二の柱となる」という目標には、先ほども述べた問題点の

15 解決が必要となる。その問題とは、確定拠出年金に加入できる人が増えることによって、投資に対して知識や興味がない主婦や公務員に対して制度の認知、教育そして制度の浸透ができるかということである。

## 参考文献

### <書籍>

- 5 一般社団法人金融財政事情研究会、(2014)、『公的年金ガイドブック 2014 年度版』、p.6,10,23,24、小田徹
- 岡伸一 箸、(2011)、『損得で考える二十歳からの年金』、株式会社旬報社
- 10 田中章二、(2014)、「初めてでも簡単あなたの年金早わかり」、中央経済社  
月 1 日
- 中尾幸村・中尾孝子、(2014)、『図解 わかる年金』、新星出版社
- 15 原智徳・桶谷浩、(2013)、『年金のことならこの一冊』自由国民社
- 増田雅暢・畑満、(2012)、『年金制度が破綻しないことがよくわかる年金 Q&A』、TAC 出版
- 20 みずほ総合研究所、(2007)、『図解 年金のしくみ第 5 版 年金制度の問題点を解決するための論点 40』、東洋経済新報社

### <新聞>

- 25 日本経済新聞、2014 年 9 月 7 日、朝刊 9 ページ、公的年金維持のためには
- 日本経済新聞、2014/10/25、確定拠出年金 年収比例に 掛け金上限 10～20%  
厚労省案、

[http://www.nikkei.com/money/features/69.aspx?g=DGXLASFS24H1C\\_24102014MM8000](http://www.nikkei.com/money/features/69.aspx?g=DGXLASFS24H1C_24102014MM8000)、(2014年10月27日閲覧)

- 朝日新聞、2014/10/14 確定拠出年金を全面開放へ 個人型に主婦・公務員も、  
5 <http://www.asahi.com/articles/ASGBG5R95GBGUTFL00C.html>、  
(2014年10月27日閲覧)

### <HP>

- 10 一般社団法人信託協会、ニュースリリース、  
<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/>、(2014年10月19日閲覧)

- 伊藤 香緒里、英国の公的年金制度とスリム化の実態、  
15 <http://www.jc.u-aizu.ac.jp/11/141/thesis/msy2009/05.pdf#search>、  
(2014年10月15日閲覧)

- オーストラリア総合情報館、  
<http://www.australia-joho.net/archives/50953629.html>、(2014年10  
月22日閲覧)

- 20 株式会社401K推進機構、選択制確定拠出年金とは、  
<http://www.401k.co.jp/401k.html>、(2014年10月20日閲覧)

- かんたん国民年金・厚生年金入門、  
25 <http://www.kokumin-nenkin.com/knowledge/kinds-3.html>、(2014年  
10月22日閲覧)

- 金融庁、私たちの生活と金融の働き第4章、  
30 [http://www.fsa.go.jp/fukukyouzai/kiso/04\\_01.html](http://www.fsa.go.jp/fukukyouzai/kiso/04_01.html)、(2014年10月13  
日閲覧)

厚生労働省、確定拠出年金制度規約数などの推移、

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/kiyakusu.html>、(2014年10月27日閲覧)

5

厚生労働省、確定拠出年金の概要、

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html>、(2014年10月19日閲覧)

10 厚生労働省、公的年金制度に関する考え方、

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/nenkin/seido/>、(2014年10月12日閲覧)

厚生労働省、公的年金制度の歩みとこれまでの主な制度改正、

15 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/04/s0419-3d.html>、(2014年10月14日閲覧)

厚生労働省、公的年金の概要、

20 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei01/>、(2014年10月22日閲覧)

厚生労働省、年金、

25 <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12-2/dl/11.pdf#search='%E5%B9%B4%E9%87%91+%E7%B5%A6%E4%BB%98%E9%A1%8D+%E6%8E%A8%E7%A7%BB>、(2014年10月19日閲覧)

厚生労働省年金局、平成25年度の国民年金の加入者・保険料納付状況(平成26年6月)、p.3,5、

30 [http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k\\_h25.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_h25.pdf)、(2014年10月20日閲覧)

厚生年金・国民年金 web、<http://nenkin.news-site.net/>、(2014年10月27日閲覧)

- 5 国民年金基金、事業の概況・状況 現存加入員の状況平成25年度、  
<http://www.npfa.or.jp/state/about.html>、(2014年10月18日閲覧)

国民年金基金、制度について知る、<http://www.npfa.or.jp/system/>、(2014年10月18日閲覧)

10

障害年金受給者数、iTSCOM.net、  
<http://home.b05.itscom.net/kisoh/syogainenkin-su.html>、(2014年10月25日閲覧)

- 15 障害年金受給サポートサイト、  
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201201/2.html>、(2014年10月22日閲覧)

障害年金請求支援サイト、

- 20 <http://www.fujisawa-office.com/shogai1.html>、(2014年10月22日閲覧)

政府広報オンライン、

- 25 <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201201/2.html>、(2014年10月22日閲覧)

総務省統計局、

- 30 [http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?\\_toGL08020103\\_&tclassID=000001033811&cycleCode=0&requestSender=dsearch](http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001033811&cycleCode=0&requestSender=dsearch)、  
(2014年10月22日閲覧)

総務省統計局、平成 16 年公的年金加入状況等調査 2010 年 1 月 13 日公表、  
[http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?\\_toGL08020103\\_&tclassID=000001024764&cycleCode=0&requestSender=search](http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001024764&cycleCode=0&requestSender=search)、  
5 (2014 年 10 月 22 日閲覧)

内閣府、平成 26 年度版高齢社会白書、  
[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/26pdf\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/26pdf_index.html)、(2014 年 10 月 20 日閲覧)

10

内閣官房、社会保障と税の一体化、  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/>、(2014 年 10 月 15 日)

日本年金機構、

15 <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=5170>、(2014 年 10 月 22 日閲覧)

日本年金機構、年金制度改正に関する説明、

20 <http://www.nenkin.go.jp/n/data/sic/0000016024pT8ghAPvV6.pdf#search>、(2014 年 10 月 12 日閲覧)

日本年金機構、物価スライド(2014 年 4 月 21 日更新)、

25 <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3245>、(2014 年 10 月 23 日閲覧)

年金積立金管理運用独立行政法人、年金積立金の意義、

<http://www.gpif.go.jp/operation/foundation/significance.html>、  
(2014 年 10 月 13 日閲覧)



年金積立金管理運用独立行政法人、「平成 25 年度業務概況書」、p.5,6,11

<http://www.gpif.go.jp/operation/state/index.html>、(2014 年 10 月 12  
日閲覧)